

第3回 憲法と市政を考える映画会@立川

『白バラの祈り ソフィー・ショル、最期の日々』

手元資料

- 日時 2023年1月28日（土）13時半～16時半
- 会場 立川市女性総合センター アイムホール
- 映画 『白バラの祈り ソフィー・ショル、最期の日々』（121分）

資料① 「白バラの祈り ソフィー・ショル、最期の日々」

法学館憲法研究所「シネマ・DE・憲法」より

資料② 「白バラの祈り ソフィー・ショル、最期の日々」

元朝日新聞記者伊藤千尋さんの講演より

資料③ ナチスドイツ年表

資料④ 抵抗運動における良心と表現の自由

「映画で学ぶ憲法」より

早稲田大学総合学院教授 西原博史さん

資料⑤ 災害をダシにした改憲は間違いである

『世界』2015年7月号より

弁護士、永井幸寿先生

資料⑥ 「緊急事態条項」の問題点

資料⑦ 「自民党改憲草案から見えるもの」

資料⑧ これからの「憲法を考える映画の会」

■当日のプログラム

- 13:00 開場
- 13:30 開会
- 13:40 上映開始「白バラの祈り」
- 15:40 休憩
- 15:50 トークシェア
- 16:30 終了予定

第3回 憲法と市政を考える映画会@立川

いま「表現の自由」など「自由」が危機に立たされています。改憲による「緊急事態条項」の動きも強まっています。この映画は問います。神輿は善なるのか。勇気と信念をもって「自由」を守るために闘ったソフィーたちの姿は私たちに何かを教えてくれるはずです。

ソフィー・ショル、最期の日々

2023年1月28日(土)
13時半～16時半
立川女性総合センター アイムホール
立川市南町2-38-2
立川市立 121分
一般1000円 学生500円

*予約・お取りはしりません。
席数に限りがありますので、
当日直接会場に来てください

憲法と市政を考える立川市民の会
kempo@hibiki-cs.com www.kempo.or.jp
憲法を考える映画の会
(042-406-0302)

2005年制作 120分 ドイツ映画

*この「手元資料」は、第23回憲法を考える映画の会（2016年1月31日/東京体育館第2会議室）開催時に作られたものを一部改編したものです。

資料① 「白バラの祈り ゴッティン・ショル、最期の日々」解説

* 法学館憲法研究所ホームページ
「シネマ・DE・憲法」に
「憲法を考える映画の会」の案内記事を
載せていただきました。
そこから掲載させていただきます。

第二次大戦下のドイツでナチスに抵抗して死刑になったミュンヘンの若者たちのグループ「白バラ」。その中で唯一の女性21歳のゴッティン・ショルが逮捕されて処刑されるまでの5日間を描いたドイツ映画『白バラの祈り ゴッティン・ショル 最期の日々』の上映会をご案内します。「憲法を考える映画の会」、1月31日の上映会です。

この映画は、第55回ベルリン国際映画祭で銀熊賞を受賞しました。日本では2006年に劇場公開されています。この映画についてはこの「シネマDE憲法」欄でも2006年3月20日に紹介されていますので、そちらもご覧ください。ここでは私達が、なぜ今この映画を選んで上映会をしようとしたかについて少し説明させていただきます。

安倍政権ができて「憲法改正」を言い出したときから、私たちはこの憲法の映画会を始めました。映画会を始めた頃から私たちがもっていた関心の一つに「ナチスにしても、戦前の軍国主義の日本にしても、なぜあのようなことに国民の多くが同調してしまったのだろうか」ということがありました。

今、私達の国の政治や社会の中で、同じような動きが起きていると考えていますが、どの様にしたらその危機感を多くの人に感じてもらえるかと考えたからです。

(過去に私たちがこの映画会で取り上げた映画の中でも『ありふれたファシズム』や『東京裁判』などは同じテーマをとらえようとしたものです)

ところが残念なことに、このところの動きはますます心配していた政治状況、社会状況に近づいてきてしまっています。今回の映画を見ても感じることは、「こうなってからではおしまいだ」「こうならなくなる前に何とかしなければ」という思いです。

とくにいま安倍政権が憲法改正への第一歩としてもうろんでいる緊急事態条項は、ナチスがそれまでのリベラルなワイマール憲法を事実上無効にし、独裁政治への変貌を遂げた「大統領緊急令」「全権委任法」になり得る危険性をはらんでいます。まさに麻生副総理兼財務相が2013年7月に「ドイツのワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変わった。あの手口を学んだらどうか」と口を滑らした「ナチの手口」に似た法律です。

「もし災害やテロが起きたら」と表向き反対しにくい想定の内容で、一度法律になってしまえばどうにでも使える歯止めのない法律になってしまいます。

私たちはこの映画から、その後のドイツがどんな国家になっていったかを映画の中で見ていくと共に、どうしてそのようなことになったかについての資料を集め、そうさせないために私たちひとりひとはどうしたらよいかを考えていきたいと思っています。

この映画を見て感じたり、考えたりすることはたくさんあります。

主人公ゴッティン・ショルは当時21歳です。今、若い人の中から、今の政治状況、社会状況に「このままではいけない」と考えている人が出てきていますが、そうした人が、あるいはまだそうは考えていない人も、この信念を通して権力に立ち向かっていったゴッティンの生き方を知って、考えることはたくさんあると思います。

この映画の監督も意外に若く、この映画を作ったときに37歳でした。

ちょうどドイツでも、ナチスや第二次世界大戦の時のことを知っている人が次第にいなくなってしまった時期に、この映画を作ることを考えた、と言っています。社会の状況、歴史、そこでも若い人たちの今の状況と重なるものがあります。

監督はインタビューに答えています。

「私たち若い世代の監督、あるいは若い世代の間には、戦後に生まれ、戦争に対する罪の意識を持つ必要はないと思うんですね。ただ過去に起こってしまったことから、未来のために何かを学ぶ責任はあると思うんです」

私たちはこうしたひとりひとりが自分のこととして考えられる映画を上映して話し合っていくと共に、もっと多くの人々がそれぞれの仲間と、あるいは地域で集まって映画会を開いて話し合っていくってほしいと思っています。この映画はそのおすすめの一映画の一つです。

【映画情報】

監督：マルク・ローテムント

製作：クリストフ・ムラー

スヴェン・ブーゲマイスター

フレート・プライナー・スドーファー

マルク・ローテムント

脚本：フレート・プライナー・スドーファー

撮影：マルティン・ランガー

美術：ヤーナ・カレン

衣装：ナターシャ・クルティオス＝ノス

編集：ハンス・フンク

音楽：ラインホルト・ハイル ジョニー・クリメック

出演：ユリア・イエンチ (ゴッティン・ショル)

アレクサンダー・ヘルト (ロベルト・モーア尋問官)

ファビアン・ヒンリヒス (ハンス・ショル)

ヨハンナ・ガストドロフ (エルゼ・ゲベル)

アンドレ・ヘンニク (ローラント・フライスラー裁判官)

フロリアン・シュテッター (クリストフ・プローブスト)

ヨハネス・シューム (アレクサンダー・シュモレル)

マキシミリアン・ブリュックナー (ヴィリ・グラーフ)

リリー・ユング (ギゼラ・シャーテリング)

ユーク・フーベ (ロベルト・ショル)

ベトラ・ケリング (マغدレーナ・ショル)

フランツ・シュターバー (ヴェルナー・ショル)

2005年制作 120分 ドイツ映画

配給：カルチュア・エンタテインメント株式会社

資料② 『白バラの祈り—ゾフィー・ショル、最期の日々』の紹介 その1

この講演の原稿は、2006年の映画公開当時行われた講演から、元朝日新聞記者の伊藤千尋さんのご好意で、使用させていただきました。

皆さん、こんにちは！ 伊藤といいます。朝日新聞の記者をして32年になります。

今ご紹介があったように、32年の新聞記者生活の中でほとんどが国際報道をやってきました。特派員で行ったのは南米とヨーロッパ、最後がアメリカのロサンゼルスです。例の9・11のテロが起きる直前の2週間前に赴任しました。赴任して最初の1週間、1カ月間…そのとき自分が何をしていたか、ほとんど覚えていません。めちゃくちゃ忙しかった、ということだけ覚えています。そういう中でアフガン戦争、イラクの戦争が起き、アメリカで取材していました。

その傍ら、ロサンゼルスにはハリウッドがあり映画の関係者がいますので、彼らにインタビューする機会がたくさんありました。例えば、スピルバーグ監督とかトム・ハンクス、ダスティン・ホフマン、クリント・イーストウッドといった人たちに単独インタビューし、1時間ほど話を聞きました。日本にいたときには山田洋次監督に5、6回インタビューしたことがあります。たぶん、映画の専門記者より多いと思います。そんなこともあって映画に関する本を出したり、映画雑誌に毎月原稿を書いたりしてきました。

今日は皆さんに、今ご覧になった『白バラの祈り』について話したいと思います。

この映画は、第二次大戦中のドイツを舞台にしています。当時はナチスの独裁政権下にありました。その独裁政権に反対した若者たちがピラをまきました。最初は1942年6月です。謄写版で刷ったピラを100枚、次は200枚とまいた。僅かなものですが、でもそのピラをミュンヘンの町中でまいていった。当時としては考えられないことでした。日本だって戦時中に「反天皇制」とか「戦争やめろ」というピラをまいたらどうなるか？それは容易に想像がつかます。

捕まったら死刑になってしまう。それははっきりしてる。それでも、今の独裁政権はおかしいんだ、こんな間違った戦争はすべきじゃないんだと考えた若者たちが、自分たちの命を賭けてピラをまいたわけです。それがしばらく続きました。6枚目のピラをまいたときに、ついに見つかってしまって捕まってしまう。4日間の尋問の後に裁判が行なわれ、即決、死刑の宣告が出て、その日の内にギロチンで首を落とされてしまいました。

今日の映画は、4日間の尋問とその数日前の間にゾフィー・ショルという女性が何を考え、どんな行動をとったかということを描いたものです。

このゾフィーたちがまいたピラは、彼女たちが処刑されたことで消えたわけではなく、人の手を通じてイギリスまで運ばれました。そしてイギリス空軍の飛行機がドイツの上空から大量にまいたんです。そのためドイツ全土の人たちが、「そうか！自分たちの国民の中にもナチスを命を賭けて反対する人がいるんだ」ということを知った。そういうことが、実はあの戦争の中であったわけです。

きょうの映画を作ったのは、マルク・ローテムントという若いドイツの監督ですけども、彼がロードショー公開の直前に日本に来ました。そのとき僕は、彼にインタビューしました。東京のホテルに彼が泊まっていた部屋に行って1時間ほど話を聞きました。

実は彼は、こんな堅い映画ばかり作ってる人じゃないんです。彼の経歴を見ると、コメディーターとかスリラーを作ってる。「えーっ、コメディーターを作ってる人がどうしてこんなの作るんだろう？しかもドキュメンタリーみたいなものを？」と疑問に思っ、彼に聞いてみました。

彼はこう言いました。「ゾフィー・ショルが処刑されてから60年後、つまり2003年にドイツの新聞にゾフィー・ショルたち“白バラ”グループについての記事が載った。そこに書いてあった“処刑の前の4日間、ナチスのゲシュタポは彼女を尋問した”という、たった1行が目についた」と。そこで彼は、ふと疑問に思ったそうです。「尋問したのなら、何か記録が残っているはずだ」と。そして、「その記録を見てみたい」という好奇心がわいた。この“好奇心”が出発点なんです。

彼は、単なる好奇心で終わるんじゃないくて、実際に調べてみた。当時のドイツの公文書館へ行かして、古い記録を探し始めた。すると、ちゃんと尋問記録があった。それを見たのは、実は彼が初めてでした。それまで誰も見ていなかった。“白バラ”と言えばドイツではとても有名な抵抗運動ですけども、でも“白バラ”に参加したゾフィー・ショルという女性が尋問で何を言ったのかという記録はそれまで誰も見ていなかったんです。彼は読んで、震えるほど驚いたわけです。彼はこう言いました。「ゾフィー・ショルというのは、すごい英雄かと思ったら、そうじゃないんだ。初めはほんとに普通の女の子だった。その普通の女の子が4日間の尋問の中でどんどん強くなっていった。それが僕にはわかった。このことを伝えたいと思った」。それが、彼がこの映画を作った動機の一つです。

もう一つ彼が思ったのは、自分のおばあちゃんのことです。彼のおばあちゃんにとってはとってもいいおばあちゃん、彼を小さい頃から可愛がってくれた。そのおばあちゃんも、しかしあのナチス・ドイツの時代には「ハイル・ヒットラー！」と、ナチス式の敬礼をやっていた。ローテムント監督にとっては、あの優しいおばあちゃんはどうして「ハイル・ヒットラー！」「ユダヤ人殺し万歳！」と言ったのか？そこがどうしても結びつかなかった。「どうしてあの時代にドイツ人は、あんなにひどいナチスに対して“ナチス万歳”というふうに変わっていったのだろう？」と、彼は素朴な疑問を抱くわけです。

それって、私たちだって思うじゃないですか。あの戦前、戦中の時代にどうして日本人はみんな、戦争にワーズと歩いて行ってしまったのか。あの戦争で人殺しをした日本兵と今の私たちと、ちょっと結びつかない。彼はその辺を“どうしてだろう？”と思ったわけです。

資料② 『白バラの祈り—ゾフィー・ショル、最期の日々』の紹介 その2



この講演の原稿は、2006年の映画公開
当時行われた講演から、
元朝日新聞記者の伊藤千尋さんの
ご好意で使用させていただきました。

これも当時は当たり前だった。彼ら当時の若者は何ら疑うことなく、そうなっていたんです。それは日本の戦中だって同じだし、たぶん今の北朝鮮の若者だって同じでしょう。ゾフィーたちドイツの若者も何の疑いもなく独裁組織の中に組み入れられていました。

ところが、彼女のお父さんが偉かったんですね。お父さんは自由主義者だったのだけど、彼女の部屋にヒトラーの肖像が掲げられているのを見て、ゾフィーにこう言うんです。「おまえはヒトラーという人がどんな人か、ほんとうに知ってるのか？ 世間の評判じゃなくて、おまえ自身がちゃんと調べてみたのか？ おまえが入っているドイツ少女団というのが一体何をしているのか、おまえの兄さんが入っているヒトラーユースという団体が一体何をしているのか、それをちゃんと自分で調べてみる。もし、それで納得して、それでも賛成するというならヒトラーの肖像を掲げていいよ。でも、そうじゃないと思ったらはずしなさい」。こうお父さんは言ったわけです。けっして父親だからと強権的に肖像を引きおろすんじゃないで、子ども自身の頭で考えさせようとしたのです。

ゾフィーはどうしたか。彼女は、お父さんが言うようにいろいろ調べてみた。その結果、彼女は自分の部屋からヒトラーの肖像をはずした。こういうことがあったそうです。そのことを聞いたとき、僕ははっと思い出したのですが、みなさんの中で、『ヒトラー、最期の12日間』という映画を観られた方、いらっしゃいます？

(人数を数えて) あっ、10人ぐらいいらっしゃいますね。これもいい映画ですよ。

ナチス・ドイツがいよいよ敗北する“最期の12日間”にヒトラーが何をしたかを描いたドイツ映画ですけども、この映画の中にヒトラーの秘書が出てきます。その秘書が後に、こういう発言をします。「自分はあのとき、ドイツで一番偉い人の秘書になるんだから、すごく喜んだ。ワクワクした。こんな名誉なことはないと思った」と。

当時は、そうだったんでしょう。ところが後になって、“何で私はあんなことをやったんだろ？”と後悔するわけです。でも、じっくり考えて、彼女はこう言います。「自分があのとき、ヒトラーがどんな人なのか、それを知らなかった。知らなかったことが罪だというよりも、知りたいと思わなかったことが私の罪だ。あのとき、本当にそれを知ろうと思えば知ることができた。

だって同じ年だったゾフィーは、ヒトラーが何者かちゃんと自分で知って、この人はドイツを破滅させるんだ、これではいけないんだ、と自分の頭で考えた。そして、命を賭けて戦った。自分はそんなことを知ろうとはしなかった。そしてヒトラーの秘書になって、ヒトラーを助けた。これが自分の罪なんだ」。彼女はそういうふうに、『ヒトラー、最期の12日間』で言っております。

それで調べてみると、ゾフィーを尋問した人だって、言ってみればいい人だということがわかった。尋問官もゾフィー・ショルを何とかして助けようとしたわけです。彼も、実はいい人だった。でもナチスの尋問官で、ナチスの配下にいるわけです。どうしてそういういい人が、そうなっちゃうんだろう？と、ローテムント監督は考えた。「翻ってみたら今のドイツだって経済危機に陥り、どんどん社会がおかしくなって、“ネオナチ”と言われるように若者がどんどん右傾化していつてる。今だって、もしかしたらナチスの時代になるかもしれない。だったら、あの時代にどうしてドイツの人々がナチスになびいたのかを調べることが、自分の義務だ」。そう彼は考えた。

しかも彼は、公文書の記録を調べただけでなく、ゾフィーをよく知っている人に会い、話を聞いていった。尋問した人はもう死んでいましたが、それでも彼の息子がいた。その息子から父親はどういう人なのかということも聞いた。ゾフィーが牢屋にいたとき一緒にいた女性がゾフィーの家族に宛てた手紙などもあった。こんなことを一つ一つ、丁寧に調べて回ったわけです。それらを集めて出来たものが今日の映画です。

例えば、尋問のときに尋問官が何を聞いて、ゾフィーがどう答えたか？ 映画に描かれていることは全部、正確です。だから見ていて迫真のものがある。真に迫ってくるじゃないですか。ドキュメンタリーのように、実際にあったことを忠実に再現している。

彼は、こう言っていました。「実際にあったことを忠実に再現しようと考えた。そして、それができるのは今しかない。今、撮らなければ、証言できる人はだんだん死んでしまい、記録できなくなってしまう。そう思って使命感に駆られてこの映画を作った」。

では、この映画から何が見えてきたかということですが、一つは、さっき言った、ゾフィー・ショルたちはドイツでは英雄だと思われているけど、その彼らだって最初は弱い人だったということです。

例えば、ゾフィー・ショルは学生のとき、自分の部屋にヒトラーの肖像を飾っていました。これが当時の当たり前だった。一緒に殺されたお兄さんは、ヒトラーユースという、ヒトラーの青年組織に入っていた。

資料② 『白バラの祈り—ゾフィー・ショル、最期の日々』の紹介 その3

この講演の原稿は、
元朝日新聞記者の伊藤千尋さんの
ご好意で使用させていただきました。

人間は、時代の中で翻弄されて本当のことはなかなか見えない。でも、そういう中でも目を見開いて、“今、自分が知らなければいけないことは何なのか？”と思えば、知ることはできるわけです。あのナチス・ヒトラーの下でも、ヒトラーが実は何をしているのかを知りたいと思えば知ることができる。それに対して命を賭けて戦うこともできるのです。

ローテムント監督は、ネルソン・マンデラというアフリカの活動家がありますが、彼のことを話し始めました。「ネルソン・マンデラは知性について、二つの定義をあげている。一つは、弱い者の身になって考えることだ。もう一つは、政治家の言っていることを鵜呑みにするんじゃなくて自分の頭で知り、自分の頭で考える。これが本当の知性だ。そういう知性を持った者が本当に人間だと胸を張れるんだ。そうネルソン・マンデラは言っている」。

ネルソン・マンデラは南アフリカで黒人解放闘争を戦って、長い獄中生活をした人ですけど、その人が言う言葉だけに含蓄がありますよね。ローテムント監督はその後で、“若い世代の責任”ということを言い出しました。

ドイツも日本と同じように戦争をして、そして負けたんだけど、その中でナチスの虐殺というのは日本以上に問題になりました。今も問題になっている。その中でドイツの若者も肩身の狭い思いをしてるわけです。例えば、世界中のあちこちに旅行すると、「なんだ、あいつ、ナチスの国から来たのか」と言われる。今、日本の若者だって東南アジアとか中国に行くと、同じように後ろ指を差されるケースが結構あります。僕だって、「なんだ、日本から来たのか？ 日本が戦時中に何をしたのか知ってるのか？」と、何度も言われました。

同じことをドイツの若者ももっと言われるわけです。世界中の人びとから。そういう中で彼は、「今のドイツの若者が持つべき責任は何かということを考えて」と言うんです。そこで彼が結論に達したのは、「今のドイツの若い世代は、昔ドイツが起こした戦争に対して責任を持つ必要はない」ということです。それはそうです。だってそのとき、生まれてなかったのだからドイツの若者が当時の戦争について責任を持つ必要はない。彼はつづけて、こう言いました。「しかし、未来のために過去から学ぶ責任がある。若者たちは、自分たちの未来のために過去に起こったことから学び、それを生かす責任がある」と。その責任こそ、彼にこの映画を作らせた原動力です。彼は力を込めてそう語っていました。



そして彼は、「日本もドイツも、あの戦争で周りの国に迷惑をかけたし、多くの人を殺してしまった。自分たちも傷ついた。その犠牲になった人びと、日本でいうと中国や韓国の人びと、ドイツでいうとユダヤ人は、自分たちに被害を与えた国、人びとを絶対に忘れない。日本人がいくら中国の人びとのことを、中国で犯した過ちのことを忘れようとしても中国の人は忘れない。ドイツ人がいかにナチスのことを忘れようとも、ユダヤ人は忘れない」と言ったんです。そして「だから忘れようとするのは、無駄である。それよりも加害者が、自分の目で過去をきちんと見て、きちんと総括する。そうすることによって、被害者は加害者を尊敬するようになる。そして、共に平和な未来を築くことができるようになる。これが私たちのやるべき道じゃないか」と彼は言って、「それが、私の日本人への、この映画を通じてのメッセージだ」と言いました。

どうでしょう？ それが彼のメッセージです。この映画が日本で上映されること、この小川町で上映されることの意味です。加害者として、きちんと被害者と向き合う。それをしてこそ、本当に尊敬を勝ち得られるんだ。被害者も加害者を尊敬するんだ。この映画はけっして、過去にこんな悲しい事が起きました、という映画ではない。かつての加害者も、かつての犠牲者も一緒になって新しい未来を築くための映画なんだ、ということですよ。そういう思いで、この映画をもう一度思い起こされると、また違う感情が出てくるかと思います。

では、ドイツでは一体、戦後責任をどういうふうにとっているのでしょうか。あるいはドイツで、このゾフィー・ショル、“白バラ”グループが、どう受け取られているのでしょうか。

ドイツのテレビ局が、“ドイツで一番偉大な人は誰か？”というアンケートをとったことがあります。30歳以下のドイツ人の1位になったのが、このゾフィー・ショルと兄のハンス・ショルです。ベートーベンでも、ゲーテでもない。ゾフィー・ショルです。あの若さで、命を張って独裁反対のために戦った。人権のために、平和のために戦った。21歳の女性ですよ。その女性がドイツの歴史上、一番偉大な人物であると今のドイツ人に認識されているのです。

資料② 『白バラの祈り—ゾフィー・ショル、最期の日々』の紹介 その4

ドイツの学校では、ちゃんと歴史教育をしております。日本の学校では、日本史も現代史は教えないし、世界史に至っては全く教えないという恥ずかしい状況です。ドイツの学校では、ちゃんと授業で、ユダヤ人のホロコーストの生き残りの人を学校に連れてきて、その人にアウシュビッツ収容所の体験を生徒の前で話してもらう。それを聞いた生徒がその老人とディスカッションする。そして、そういうことを繰り返さないためにどうすれば良いのかと一緒に考える。こういう授業をやっています。けっして戦争を風化させていない。“戦争から学ぼう”ということを、ちゃんと授業でやっているのです。

そして、そのときにセットで教えるのが、アンネ・フランクです。あの『アンネの日記』を書いたアンネ・フランクというユダヤ人の少女と、ナチス政権下で独裁に対して抵抗運動をしたゾフィー・ショルの2人を同時に教えるんです。『アンネの日記』にあるように、酷い独裁の中で、人権無視の中で死んで行った少女がいる。かたや、人権無視の体制下の中でもそれに反対する少女が自分たちドイツ人の中にもいた。そのことをドイツの学校ではセットにして教えています。

今、ドイツ全土で、ゾフィー・ショルの名前のついた学校が全部で190あるんですよ。そのぐらいゾフィー・ショルという名前はドイツ全土で知られているし、ドイツは、ゾフィー・ショルという名前をこの世から消さないようにしましょう。常に彼女のことを思い起こすことをきちんとやっています。

日本では、「戦後60周年」というときに何をやったかと言うと、首相が靖国神社に行った。ではドイツは、戦後60年のときに何をやったか？ ドイツでは、戦争が終わった日のことを「終戦の日」とは言いません。「敗戦の日」とも言わない。戦争終結の日を「民主主義の日」と言います。つまり、民主主義が回復された喜びの日という意味です。

戦後60年の「民主主義の日」にドイツは何をしたか。首都ベルリンの中心部に国会議事堂があります。その国会議事堂のすぐ前に、ホロコーストの記念碑を作ったんです。ユダヤ人を殺した、その記念碑です。それもサッカー場2つ分の壮大な敷地に、コンクリートの柱をいっぱい建てた。沖縄の「平和の礎（いしじ）」のようなものを作り、墓石を思わせる柱をたくさん並べ、ナチスの独裁によって、これだけ多くの人が殺されたんだよ、ということをはっきりしている。サッカー場2面分ですよ。しかも国会議事堂のすぐそばに作ったんですよ。日本で言うと東京の中心、国会議事堂がある永田町に、中国人、韓国人犠牲者の碑を作るようなことを、ドイツは戦後60周年の記念の年にしたわけです。

このへんが日本と全然違うと思いませんか？ ドイツでは、“過去から学ぶ、それが未来を築く道だ”ということ、学校で口をすっぱくして教えられる。教育の場だけじゃなくて、政治の場でもちゃんとやっている。記念碑の地下には記念館を作り、ホロコーストに関する展示もしているのですが、そこにドイツ軍の兵士は必ず行って、自分たちの先輩たち、何十年か前のドイツ軍が何をしたのかを勉強するわけです。言ってみれば自衛隊の人たちを全員、アジア各地の戦争博物館に連れて行って、「こんなことを、前の日本軍はやったんだ。今やるべきことは何かを考える」ということを教えるようなことをしています。そんなことをドイツではちゃんとやっているから、周辺の国々のドイツに対する目が、日本とは違うわけです。

今ドイツは、EU（欧州連合）の中心の国になっています。欧州連合には25の国が加盟していますが、その中には、かつてドイツが侵略したチェコとかポーランドといった国々も入っています。かつてドイツから侵略された国も、今はドイツと一緒にになってEUを作って共同してやって行こうという姿勢になっています。

それは何故か？ 何故そんなことができるのか？ それは、ドイツがちゃんと、今も過去を見据えているからです。何故日本がそれをできないのか？ 何故アジア連合ができないのか？ それは、日本が過去を見据えてないからでしょう。

ドイツで何が行われているかを知ると、日本とドイツでやられていることにはすごい差があるような気がしてきます。そのことを僕はローテムント監督に言ってみました。そうしたら彼は、こう言ったんです。「それは別に日本人だからどうだとか、ドイツ人と違うとか、そんなことじゃない。ドイツだって、実は前はそうだった。」



資料② 『白バラの祈り—ゾフィー・ショル、最期の日々』の紹介 その5

今から20年前、1980年代のドイツでは、昔のことは思い起こしたくない。もう、そんなことは忘れたいたいという風潮だった」と言うんです。「だから日本だって、やがて何年か経てば、あるいは十何年か経てば、本当に大切なのは周りの国々と一緒にやって行くことだ。そのためには、自分たちの過去をちゃんと振り返り、過去と向き合うことが大切だ、と理解するようになる。そういうふうに僕は信じてる」と、ローテムント監督は言いました。

その期待に私たちが応えられるかどうか、それは私たち自身にかかっているわけです。もちろん、ドイツでも問題はあります。けっして、ドイツが天国ではない。現にネオナチという、ナチスマがいのことをする若者たちが、今どんどん増えている。それは、経済危機で大学を出ても仕事につけないという状況にあるからです。これは日本と同じです。そういう状況があると、若者たちはどうしても、今の体制をぶち壊そうとしたり、逆に右傾化したりする。移民たちがやって来ると、「あの移民たちが、自分たちの仕事を奪うんだ」と言って、殴る蹴るの暴力に走ったりする。そういうことはドイツだってある。

でも、何が違うか？ たとえば、ドイツであるとき、3000人のネオナチの若者たちがデモをしたことがあります。皮ジャン着て「ナチス万歳」と言いながらデモをした。それだけを聞くと、“なんだ、ドイツの若者たちだって、ひどいな”と思うでしょ？ でも、その同じ日に、彼らと500メートル離れた所にドイツの若者が数万人も集まって、ネオナチに反対するデモを行いました。

こういうことなんです。いつの社会、どこの社会でも変な奴は出て来る。社会がおかしいと、変な奴はどうしても出てくる。でもそれに対して、ちゃんと歴史教育がなされていると、“こんな考え方ではいけないんだ”“ネオナチのような考え方が出てくるのは、民主主義の社会ではないんだ”と考え、若者は立ち上がるわけです。そのとき、3000人のネオナチの若者たちは、数万人の若者にたたきつぶされて、結局、解散してしまいました。

そこから見えてくるものは、教育の重要性です。さっき話したゾフィーのお父さんは力任せに、ゾフィーに「ヒトラーの肖像なんか掛けるな」と言うんじゃなくて、「おまえの頭でちゃんと知ってごらん。おまえの頭でちゃんと考えてごらん」と諭した。そしてゾフィーが、自分の頭で知る努力をした。自分で知る努力をすること、これが必要だということです。

放っておくと、人間はどうしても怠惰だから、努力しないじゃないですか。そうすると、どうしても今の情勢に流されて行く。「しょうがないなー。みんな、ああいうふうになっちゃったんだから」「そうだね。しょうがないね」と言い合う。その結果はどうなるか？ 悲惨な戦争になって、そして“一億総懺悔”することになる。

「みんな悪かったんだから、しょうがない。みんなの責任だ」となってしまう。



でも、みんなの責任じゃない。あの戦争を起こした者がいるわけじゃないですか。そして、それがちゃんとA級戦犯になってるじゃないですか。それを、靖国神社という所にどうして一緒に祀るのか？ 日本は本当に戦争を反省してるのか？と、中国、韓国の人びとは疑問に思い、問いかけるわけです。

僕は、彼らの疑問はもっともだと思っています。そしてそれは、中国、韓国の人から指摘される前に、私たち日本人が気づくべきことです。よその国の人から言われて、「あー、そうね」と言うんじゃなくて、私たち自身にとって「あの戦争は一体なんだったのか？」「どうして、ああいうふうになったのか？」ということ、ちゃんと総括していないから、「別にまあ、死んだ人だから、いいんじゃない」という考えに流れがちです。

でも、そういう考えでは、また同じようなことが起きるでしょう。自分たちが、きちんと考えて自分たちで判断を下す。それを過去の一つ一つの例についてきちんとやるのが、私たちのこれからの社会を築いていくことになるんだということを、今日みんなで観た映画は、私たちに伝えてくれています。

ゾフィーのような人は、60年前だけじゃなく、今の世界でもいるわけです。そういう若者が、80年代後半のチリにはいました。僕、感動したな。それも彼だけじゃなかったんです。その後続いた女の子もやっぱり、自分の言葉で、今の民主主義がない状態をおかしいということ、を滔々と述べました。

そのとき、ローマ法王はどうしたか？ ローマ法王は、実は報道陣にあらかじめ自分が演説する草稿を配っていました。私はローマ法王庁から配られたローマ法王の演説を見ながら、ローマ法王が話す言葉を聞いておりました。そうすると、もともとの演説の草稿に書いていない言葉をローマ法王がバンバン言うわけです。その言葉とは何か？ それは「社会正義」という言葉です。

「このチリには、社会正義がない」と。その「社会正義」という言葉を、彼は20回ぐらい繰り返しました。そして彼は最後に、こう言ったんです。「この社会を変えるのは、若者たち、君たちだ。若者よ、起て」と。

資料② 『白バラの祈り—ゾフィー・シヨル、最期の日々』の紹介 その6



そしてもう一つは、私たち自身が、やっぱり“凛として生きる”—自分の本当に言いたいことを言う。そういう人生を貫く。誰もが言いたいことを言える世の中になりたい。誰もが弱者のことを考え、自分の頭で物を考える。そういう世の中であつたらいいと思うだけじゃなくて、そんな世の中にするのは自分しかいなんだ。他の誰かがしてくれるんじゃない。日本を変えるのは日本人だけだ。そういう気概を、今日のゾフィー・シヨルの生き方から学んでもらえれば、嬉しいと思います。ありがとうございました。

軍政の中で、ローマ法王が「軍政を打倒しろ」と若者に言ってるようなものです。そこにいるピノチェト大統領なんて、苦虫を潰したような顔をしている。すごい光景だった。

その若者は、数日後、暴漢から暴行を受けました。でも彼はそうなることを承知で、そのとき命を賭けたんです。自分の命を賭けて、主張すべきことを言った。そんな若者が南米のチリにいた。けっして、あのゾフィーという人だけが英雄だったのではない。そして、ゾフィーが生まれつきの英雄なのではない。英雄になったのです。自らの4日間の闘いの中で、彼女は自分で自分を鍛えた。そして、自分の真実のために命を捨てた。映画に見られたように、あの尋問官は、最後はゾフィーを助けようとした。「ゾフィー、おまえがもうちょっと上手く言ってくれば、罪を減じてやることが出るんだ」と。でも、ゾフィーはそれを拒否した。「私は自分の信じるものために生きる」という生き方を貫いたわけです。

僕は、ローテムント監督に、「世界中に、今の世界にだって、どこの国にもゾフィーはいると思う」と言ったら、彼もそう言った。「ミャンマーにもスーチー女史がいる。たった一人で、軍政に対して闘っている。ああいう人を応援する意味でもこの映画があるんだ」と彼は言った。それから、「たとえば北朝鮮には金正日というひどい体制がある。でも、その中でも、おそらくそれに抵抗しようとしている若い人たちがいるだろう。その人たちが勇気づけるためにも、この映画が役立って欲しい」と彼は言った。

今この同じ時間に、ミャンマーで闘っている若い人たちがいるわけです。北朝鮮でも“この独裁をなんとか変えよう”と思ってる人はいるわけです。そういう人たちがいることを思えば、今のこの日本で、じゃあ“私たちは何ができるか？”ということをもっと考えてもいいだろう。みなさんのこと言ってるわけじゃない。私自身が自分に対して、そう思うんです。

今、この日本は大きく、また変わろうとしている。小泉政権から安倍政権になって、具体的には来週、教育基本法を変えようという具体的な動きになっている。そして、5年以内に改憲するという動きがある。そういう動きを、“あー、そうか”と見過ごしていいのかと、ローテムント監督の今日の映画は問いかけている。そういう気もいたします。

この講演の原稿は、2006年の映画公開当時行われた講演から、元朝日新聞記者の伊藤千尋さんのご好意で使用させて頂きました。

資料③ ナチスドイツ年表

戦争と革命の時代1・ロシア革命、
ドイツ革命・ナチスドイツ 北風 嵐のページより
<https://crmg.me/w/7980/31523>

ナチスドイツ年表

1923年 ミュンヘン一揆*。ナチ党は禁止されたが、後継組織が国会議席を獲得。

1928年 ナチ党として初の国政選挙。12議席を獲得。

1930年 この年の選挙でナチ党は第2党の地位を獲得。

1932年

- 3月～4月 大統領選挙にヒトラーが出馬し次点となる。
- 7月31日 国会議員選挙。230議席を獲得し第1党となる。
- 11月6日 国会議員選挙。34議席を失ったが、196議席を確保し第1党の地位を保持する。

1933年

- 1月30日 ヒンデンブルク大統領はヒトラーを首相に任命。ナチ党の権力掌握、乗っ取りの始まり。
- 2月27日 国会議事堂放火事件発生。
翌日、ヒトラーは緊急大統領令を布告させ、基本的人権のほとんどは停止され、ドイツ共産党員、ドイツ社会民主党員らが大量に逮捕される。
- 3月5日 国会議員選挙結果発表。ナチ党は43.9%の票を獲得、288議席を得た。
- 3月20日 最初の強制収容所・ダッハウ強制収容所が設立される。
- 3月23日 議会において全権委任法が成立。立法権を政府が掌握し、独裁体制が憲法的にも確立された。
- 7月14日 「政党新設禁止法」公布。ナチ党以外の政党の存続・結成が禁止される。
- 10月21日 ジュネーブ軍縮会議の決裂を理由として国際連盟脱退。
- 12月1日 「党と国家の統一を保障するための法律」公布。ナチ党と国家の一体化が定められる。

1934年

- 8月2日 ヒンデンブルク大統領が死去。「国家元首に関する法律」が発効し、首相職に大統領職が統合され以後、ドイツ国の最高指導者となったヒトラーの地位を日本では「総統」と呼ぶ。
 - 8月19日 国家元首に関する法律の措置に対する国民投票。
投票率95.7%、うち89.9%が賛成票を投じる。

1935年

- 3月、ヒトラーはヴェルサイユ条約の軍備制限条項を破棄し、徴兵制を施行して軍備拡張政策を実行する。
- 5月16日 ドイツ再軍備宣言。
- 9月15日 「ニュルンベルク法」制定・ユダヤ人から公民権を奪い取った法律
- 3月7日 ラインラント進駐。
- 8月1日 ベルリンオリンピック開幕

1938年

- 1月26日 ブロンベルク国防相を罷免。
28日にはフリッチュ陸軍総司令官も罷免され、ナチ党による国防軍支配が強固になる(ブロンベルク罷免事件)。
- 3月13日 オーストリアを併合。
- 9月29日 ミュンヘン会談でチェコスロバキアのズデーテン地方を獲得。
- 11月9日 水晶の夜事件。
- 以降、強制収容所の増設、占領地(ポーランド等)における絶滅収容所ができる。

1939年

- 9月1日、ドイツ軍がポーランドへ侵攻、第二次世界大戦が始まる。

1945年

- 4月30日ヒトラー自殺。
- 5月8日ドイツ降伏。

資料④ 抵抗運動における良心と表現の自由 その1

法律文化社刊志田陽子編『映画で学ぶ憲法』から
早稲田大学教授西原博史先生と法律文化社
ご厚意により紹介させていただきます

11 抵抗運動における良心と表現の自由

『白バラの祈り——ソフィー・ショル、最期の日々』(Sophie Scholl. Die letzten Tage) マルク・ローテムント監督、2006年 [ドイツ]

抵抗運動「白バラ」

彼女は21歳、心理学と哲学を学ぶ普通的女子学生だった。
実在の人物である。

彼女は恋をしていた。いつも彼女を笑わせてくれる彼氏に最後に会ったのは、前年の夏。夜遅くまで平和について語り合った。そう、残念ながら、平和な時代ではなかった。彼は対ソ連戦線の過酷な消耗戦に駆り出されていった。

そして彼女は大学に残る。彼女が通い、授業を受けていた大学の建物、そして彼女が反ナチスの抵抗運動を呼びかけるビラを撒いて逮捕された建物は、現在でも、ミュンヘン大学の大教室棟として使われている。その建物の前の広場の名前だけが変わった。ショル兄妹広場と。

原題を「ソフィー・ショル、最期の日々」というこの映画は、彼女が自らの良心を貫いたさまを再現している。邦題に現れる「白バラ」は、学生たちの抵抗運動グループが自分たちにつけた呼び名である。



『白バラの祈り—ソフィー・ショル、最期の日々—』/価格：¥4,935 (税込)/発売元：カルチュア・パブリッシャーズ/双日株式会社/朝日新聞社

1943年2月のドイツ。ゲシュタポと呼ばれる思想警察の目が光るナチスの恐怖支配の下である。ヒトラー批判をしたくとも、見つければ反逆罪で処刑される。命がけ。それでも彼女たちは、ナチスによる戦争の無意味さを訴え、ユダヤ人や精神障害者に対する大量殺戮の不正を叫ばないではいられなかった。前月には、彼氏も参加するスターリングラード攻防戦でドイツ側だけで23万人の戦死者が出ていた。

もはや戦争に負けるのは確実。ただ、連合国によって滅ぼされるのを待つだけだったら、ドイツは未来永劫、世界史の恥部に落ちぶれる。自分たちの力でヒト

資料④ 抵抗運動における良心と表現の自由 その2

ラーを倒さなければならない。それも、言葉だけを武器として。

その言葉がなぜ処罰の対象となるのか。

「法律がそう規定しているからだ。去律がなければ秩序など存在しない」

ゾフィーを尋問するゲシュタポの取調官は言い切る。それに対して彼女は、法律なんか時代によって変わる、当てにならないと言い放つ。ナチスの権力掌握の以前には、法律が表現の自由を守っていた。それが1933年以降のナチス体制下、法律は自由な表現に懲役刑や死刑を課すためのものになった、と。

変わらないものは、自分の良心。

取調官にとって、ヒトラーとその政党ナチスを批判することは、新しい時代のドイツ人共通の夢を侮辱することであり、決して許せることではない。しかし、彼にもゾフィーの行動が祖国を愛すればゆえのものであることはわかる。そこに、絶対的な権力を背にして、法の正義を体現していたはずの取調官にとってのゆらぎが生じる余地があった。

カメラは、取調室の中で繰り広げられる2人の対話を追いかける。取調官と容疑者、裁く者と裁かれる者、強者と弱者。その力の差にもかかわらず、真っ向から切り結んだ2人のやり取りは、目を離すことを許さないスリリングな対決ドラマとなっていく。

ここで本当に強いのはどちらなのか、そして最後に勝ったのはどちらなのか。その判断は、読者1人ひとりに委ねたい。

失われやすい良心 と表現の自由

日本国憲法は、19条で思想・良心の自由を、21条で表現の自由を保障している。今の日本では、政権を批判することで懲役刑を受けたり、ましてや死刑になったりすることはない。

そして、こうした基本的人権が保障されるのはあたりまえのことであり、今や常識なのだと教えられる。しかし、実際に歴史を見ると、いったん基本的人権がきちんと認められた後であっても、あたりまえだったはずの自由がどれだけ簡単に崩れ去っていくのかに目を奪われる。さきほども触れたように、1933年にナチス政権を生んだのは、世界で一番民主的だと言われた1919年制定のヴァイマル憲法にもとづく共和国の体制である。

そう、思想・良心の自由や表現の自由は、とても傷つきやすく、もろい存在なのだ。それはそうだろう、間違った道に進み始めた権力者にとってもっとも怖い

のは、間違っただけを誤りだと認める人々の良心であり、その良心の声を口に出して他人と共有しようとする表現だからである。

だからこそ、日本国憲法97条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とする。信託した、つまり、信じて預けた。基本的人権は、それによって守られるはずの1人ひとりの国民が、自分のものとして大切にしない限り、簡単に失われていく。

国民代表として政治を託された立派な人たちが、自分たちの代わりに基本的人権を守ってくれると思ったら、それはあまりにナイーブな（つまり愚かで軽率な）思い込みとなる。権力を手にする人々にとって、自分の思いを妨げる、わけのわからぬ国民ほど邪魔なものはない。国民の権利など否定し去って、反対意見を抹消した方が、どんなにかスムーズに理想が達成できるだろう。

権力者には、常に悪魔がそうささやきかける。そして、この映画で描き出されるゲシュタポ取調官がそうであるように、そこに存在するのは必ずしも悪意ではない。人々の幸福を願い、理想を追う姿勢が、どこかで1人ひとりを見失い、反対者の人権を否定することにつながる。それを押しとどめられるのは、「それでよいのか？」と問いかけ続ける国民1人ひとりの側による検証作業である。

これは前世紀の遠いヨーロッパの話ではない。この物語と同じ時期、日本にも天皇制の批判を禁じた治安維持法があった。権力による不正を容認できなかった多くの良心ある人々は拷問で殺され、あるいは長いこと獄につながれた。

そして今、政権政党が憲法改正によって、表現の自由に条件をつけ、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」ものとしようとしている（2012年4月27日自由民主党「日本国憲法改正案」21条2項）。権力者や警察が「公益を害する目的」だと認定すれば、すぐさま処罰や規制の対象にできるようにするためである。

思想・良心の自由や表現の自由は、簡単に崩れ去る。とてももろい。

良心の声を聞く勇氣

しかし、それでは自分なら、自分の良心に従って声をあげることができるだろうか。いじめを受けているクラスメートに気づきながら、見て見ぬふりをしたことはなかっただろうか。電車の中で

酔っ払いにからまれていやがっている無関係な女性を、自分の知り合いではないからと放置したことはなかっただろうか。

都会で、多くの人の前で、誰も止める者なく行われる犯罪が報じられる。そんなことはあり得ないと思っても、いざ自分がその場に居合わせたら、本当に止めに入ることができるのだろうか。周囲で多くの人が、何とかしなくてはと思いながら、自分から言い出すことができずに固まっている。それがわかっている、最初の1人となって口を開くには、ものすごく大きな勇気がいる。

この映画で描き出されるゾフィーの勇気を支えたのは、いったい何だろう。

祖国への愛？ そうした英雄的な響きとは無縁な何かが輝いている。兄の思想への共鳴？ ブラコン少女の滅びの美学というには、ゾフィーの姿はあまりに気高い。それでは何なのか。

「なぜ若いのに誤った信念のために危険を冒す？」

と尋ねられて、ゾフィーは答える。

「良心があるからよ」と。

また、彼女が受けてきた教育が間違っていたと指摘されて、彼女は「虐げられる人たちと共感できるのは、間違った教育のせいなの？」と叫ぶ。字幕では「哀れみ」と訳されているが、たぶん、自分の責任につながる点で、少しだけニュアンスが違う。

実は、日本で良心の自由を問題にしようとするとき、キリスト教を基礎としない日本社会で、神への責任にもとづく「良心」の自由など問題になりうるのかと問われることがある。しかし、これは恐らくどうでもよい問いだろう。神の声は聞こえなくても、私たちは良心の声を聞くことがある。

不正を受け、文句も言えずに下を向く人々の姿に接したときに、自分が自由な立場にいたならば、良心が警報を鳴らし始めるだろう。誇り高き祖国愛という抽象度に昇りつめるその前に、虐げられた人々の、外に向かって発せられることのない声を、私たちの心は受け止める。

基本的人権を守る。これはきっと、正しいことと間違ったことに関する自分の直観を、少しだけ信じてみることから始まる。遠い世界の話ではなく、いま、ここで。

(西原博史)

『世界』二〇一五年七月号
「国家緊急権 災害をダシにした改憲は間違い」より、
神戸の弁護士、永井幸寿先生の「好意で使用させていただきます」



「災害をダシにした改憲」は間違いである

永井幸寿

SEKAI 2015.7

1 はじめに

与党自由民主党、憲法改正推進本部長の船田元氏は、「賛同を得やすいところから憲法改正の議題にする」として、災害を理由に憲法を改正して緊急事態を、すなわち「国家緊急権」を創設しようとしている。そして、共産党を除く野党七党は現時点で明確にこれに反対してないようである。筆者は現時点、決大賛成を詳述して以来二〇〇年間、異書閣連法規に関わってきた。この経験から、以下に意見を述べさせていただく。

2 国家緊急権の定義

国家緊急権とは戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権保障・権力分立）を一時停止して非常措置を取る権限をいう。すなわち、非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法で定める人権保障と権力分立を停止する制度である。人権保障と、権力分立とは何だろうか。ここでさらさらしてみよう。

3 近代憲法の柱

近代憲法では、基本的人権と権力分立は以下のように考えられている。
基本的人権 「基本的人権」とは人が自立的な個人として、自由と生存を確保し、尊厳を持って生きるために不可欠な利益を言う。人としてのプライドを持つるために必要不可欠な利益である。基本的人権には幸福追求権、表現の自由、財産権等がある。
人権の性質は、憲法や天皇に恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有する権利であること（固有性）にあって、原則として公権力（行政・立法・司法）によって侵されないこと（不可侵性）。また、人種、性別、身分などの区別に関係なく、人間であることに基づいて当然に享有できること（普遍性）である。
権力分立 権力を確保するものとするために人は社会契約を結び、国家（政府・議会・裁判所）に権力の行使を委任した（委任契約）。さらに、この国家の権力が強大にならなないようにする目的で、立法、行政、司法に権力分立させて異なる機関に担当させ、相互に他を抑制させることにした。これが「権力分立」である。
権力分立の性質として、権力の範囲から国民の自由を守る（自由主義）、権力が集中した方が効率は高まるが、あえて分



離し権限を生じさせ、国民を権力濫用から救うという「消極性」に加えて、最も重要なのは「積極性」であると考ええる。
どんなに立派な人でも、人は何時も権力を濫用したがるという弱点がある。しかも権力を握ると、それを濫用する傾向があるというところである（レオナルド・ロビンソン）。権力分立は、人間性への深い反省と政治の現実の認識による、いわば「大人の制度」なのである。
そして、人権保障と権力分立を憲法で定めて、国家権力を縛り国民の権利・自由を守りたのが「立憲主義」で

歴史は警告する——なぜ危険なのか

したがって、国家緊急権は極めて危険な制度である。その性質は権力の制約を削いでおり、平時の制度では対処できない非常事態に対処するものであるから、必要性があるとも考えられるが、地方で憲法的な憲法秩序、つまり人権保障と権力分立を一時停止するとは、極めて危険性がある。すなわち、憲法に権力を集中し、過度に人権を制限することを認めるのである。
実際に国家緊急権は、歴史的に多くの野心的な個人や政治家に濫用されてきた。世界で最も民主的だったワイマール憲法下のドイツで、ナチスが合法的に独裁権を獲得した理由は、同憲法に強力な国家緊急権があり、これを使って反対意見を容れずに逮捕捜査して登壇できない状態を独裁法面

日本の旧憲法

旧憲法下の日本では国家権力が過度に強く、人権の保障が充分でなかった。さらに、国家緊急権が加わり濫用された。国家緊急権の一つである緊急命令は、緊急の必要があり議院開会の場合に政府は法律に代わる命令を制定することができた。政府は議院を解散し、平時命令に緊急命令を乱発し、たとえば、治安維持法に罰則を設けた暴力団法案は議院で廃案となったが、政府は緊急命令を発して法律通り改正してしまっただ。
また、戒厳は、国の統治作用（立法・司法・行政）の大区分を憲法官憲（行政官）に移す国家緊急権である。戒厳の要件は憲法と法令（警察官）によって戦争や内乱などの非常時に

6 日本国憲法の趣旨

旧憲法の反省から、日本国憲法には、あえて国家緊急権の規定を設けなかった。そして緊急時の制度を二つ設けた。これは、国家緊急権ではなく平時時の制度である。第一が参議院の緊急集会である。国会は衆議院と参議院が法律や予算を審議し議決する。そして参議院が解散されたとき（つまり衆議院のみで、大規模な選挙が発生して国会緊急の必要があるとき）、参議院の緊急集会を召集され国会代わり活動する。そして、緊急集会が採られた措置は、次の国会開会の後一〇日以内、参議院の同意がない場合は効力を失い、第二が政令の発令である。内閣が制定する政令は、法律の委任がある場合は罰則を設けることができる。内閣が政令の制定で柔軟な対応をする制度である。
日本国憲法はなぜ国家緊急権を設けていないのか。それは、一九四六（昭和二十一年）十月十五日の第三回常任憲法起草委員会決議に「国家緊急権の存否が十分明らかでない」とあり、第一が民主主義である。民主政治を憲法で国民の権利

を充分保護するためには、非常事態に政府の一方で行う措置は有効防止しなければならない。第二が立憲主義である。非常という言葉を口実に政府の自由行動を大幅に許しておくことのような危険な事態でも被認される可能性がある。第三が憲法の制度である。特殊の必要があれば臨時国会を召集し、憲法が解散中であれば参議院の緊急集会を召集して対処できる。第四が法律による準備である。特殊な事態には平時時から法令等の制定によって適用されない形式で準備しておくことができる。
このように、日本国憲法は、極めて危険な国家緊急権は憲法に規定しないが、地方で非常事態への対処の必要性から、平時時から緊急を要件で法律で整備するとい立場を取っている。現念ながら充分に知られている。読者の皆さんには是非知っていただきたい。
（二〇一一年一月二日、一九九四回国会、近藤三津彦参議院議員「自由」は趣意を提出し、大貫憲吉が国政改革の公示日直前に発生した場合、法律で選挙日の延長と、議員の任期延長を提出した。同日四月七日、政府は「憲法」の趣意を提出した。同日四月七日、近藤議員は「憲法」の趣意を見て非非常事態の趣意がまだなされていない」として国家緊急権の必要性を述べている。だが、参議院の解散後、近藤参議院に大貫憲吉があっても、上



資料⑥ 「緊急事態条項」の問題点 その1

自由民主党日本国憲法改正草案 「緊急事態」条項

第九章 緊急事態
(緊急事態の宣言)

第九十八条

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。
また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。
この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。
この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

資料⑥「緊急事態条項」の問題点 その2

憲法を考える映画の会 S.N. まとめ

- (1) 緊急事態の発動要件を法律で定められる。
- (2) 緊急事態の期間に制限がない。
- (3) 国会の承認が得られなかった場合、内閣の定めた政令が効力を失うとは書いてない。
- (4) 政令の範囲に限定がない。

自民党改憲草案の「緊急事態条項」は、これだけで憲法を「停止」することができる。有事の際、総理は国会の同意なしに、「緊急事態」を宣言できる。緊急事態が発令されると内閣の権限は大幅に強化され、国民の人権は大きく制限される。立法権も予算権も内閣が掌握し、強大化した行政権に対して、国民は「服従しなければならぬ」とまで定めている。

他国の国家緊急権の場合、期限が区切られているなどの制約が設けられている。ところが、自民党改憲草案では、期限も区切られず、国会の延長も可能なため、内閣を国民が選び直す機会も無制限に延長が可能で、事実上、無期限、無制限な万能の権力をふるえる。

国家緊急権とは平時の統治機構で対処できない非常事態に対処するものである。平時とは、選挙が行われ、国会で審議し、法律を作り、裁判所が審判する状態である。太平洋戦争中でも選挙は行われていたし、近現代史上、国会が機能できなくなった事態は一度もない。

災害対策について

どんなに大きな自然災害であっても影響を受けるのは日本の一部であって、緊急事態宣言を発令して全国に適用させる必要はない。被災地と中央が連絡をとることができるかも定かではない状態で、現場の状況を正確に把握できない国に権力を集中させてもできることはない。生死が危ぶまれる状況にいる人命もあるのだから。国の決定を待ってられない。災害についてはすでにいろいろな法整備があるので、不足の場合はさらに法整備を拡充していくことで対応可能。

テロ対策について

テロは自然災害ではないので、中立性の保持、平和的解決への努力などによりある程度防ぐことができる。テロは犯罪であって、起きても行政、司法、立法など平常時の統治機構は機能する。(例：オウム真理教地下鉄サリン事件では警察が対応) テロには国民保護法、武力攻撃事態国民保護法など「緊急事態対処法」で準備。「ハイジャック防止法」など刑罰法規もすでにあり。

日本国憲法はなぜ国家緊急権を設けなかったか。

昭和21年7月15日、帝国憲法改正案委員会議事録記載の金森國務大臣の答弁：

1. 民主主義。民主政治を徹底させて国民の権利を擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置を防止する。
2. 立憲主義。非常という口実に、政府の自由判断を大幅に残しておく憲法が破壊される可能性がある。
3. 憲法の制度。特殊な必要があれば臨時国会を招集。衆院解散中は参議院の緊急召集で対処できる。
4. 法律などによる準備。特殊な事態に濫用されないよう、平時から政令制定で完備する。

99条3項で「発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。」とあるが、国民保護法に定められている「指定公共機関」には法に定められている「指定公共機関」には電気、通信、ガス、水道会社も入る。国民はこのような機関の指示に従わなければならないが、指定公共機関は協力しなければならないことになる。(出典：「前夜」増補改訂版 現代書館) 自民党憲法草案が規定するところの国防軍も、憲法改正されていけば、あるいは緊急条項発令の下、政令で規定されれば公の機関になる。(国防軍は「公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」(第9条二の3)。)

ナチ政権下のドイツの例

1933年2月27日の「ドイツ国会議事堂放火事件」の際に、当時のヒトラー内閣が「緊急事態宣言」を発令。「緊急事態宣言」の影響で、プロイセン州だけで、犯人であると断定された共産党員をはじめとする約5000人が司法手続きなしで逮捕・予防拘禁され、さらに、言論の自由、報道の自由、通信の秘密等の人権が停止。ワイマール憲法に拘束されない無制限の立法権を授権した「全権委任法」が成立するまで「緊急事態宣言」発令からわずか1ヶ月弱。

ワイマール憲法48条に『大統領が、公共の安全・秩序に重大な損害が生じる恐れがあるとき、人身の自由・意思表明の自由など、7か条の基本権全部または一部を一時停止できる(緊急大統領令)』がある。ナチスはまず緊急令で権力を手中にし、全権委任法で独裁体制を確立。

資料⑦ 自民党改憲草案から見えるもの その1

憲法を考える映画の会 H.K まとめ

«憲法改正草案から見えてくるもの»

自民党がめざす改正案とは ～何を変えたいのか～ (自民党の憲法改正草案)

① 1条 (第1章天皇)

1条(改正草案)(天皇)

天皇は、日本国の元首であり、(改正草案)

※天皇の権限を高めたい?天皇を政治利用しやすくしたい?

(現行4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみ行い…

改正草案では、のみが消えている。

現行99条 天皇又は摂政及び…この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。

改正草案102条では、天皇の憲法尊重、擁護義務が消えている。)

(改正草案3条では、天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。となっている。

改正草案6条の4では、内閣の進言が必要となっている。※承認が必要なくなっている。

その理由として、…天皇の行為に対して「承認」とは、礼を失することから「進言」という言葉に統一しました。(自民党憲法改正草案Q&A)とある。

② 9条 (第2章戦争の放棄)

9条(改正草案)

国防軍を保持する。

…国防軍の国際平和活動への参加を可能に。

その際国防軍は、軍隊である以上法律の規定に基づいて、武力を行使することは、可能。

集団安全保障における制裁行動についても同様に可能。(自民党憲法改正草案Q&A)

※ 外国にもでていける。戦争しない(できない)国から戦争(できる)国へ。隣国の脅威

③ 12条 (第3章国民の権利及び義務)

12条(改正草案)(国民の責務)

公益及び公の秩序に反してはならない。

※ 公益及び公の秩序とは?その時の政府が決められる。政府が決めたことに反対することが制約させられる。(他に現行13条 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は、公共の福祉に反しない限り→改正草案13条公益及び公の秩序に反しない限り…改正草案21条表現の自由等も同じ)

④ 19条 (思想及び良心の自由)

19条(改正草案)

思想及び良心の自由は保障する。

19条(日本国憲法)

思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。

※ 改正草案で保障するのは誰なのか?権力の側から「保障してやる」の発想ではないか。憲法自体の主体(主権)がどこにあるのかが逆転しているととれることばの「改正」が他にも見られ、改正草案の意図が見える。

資料⑦ 自民党改憲草案から見えるもの その2

⑤ 日本国憲法第97条（第10章 最高法規）

97条(日本国憲法=現行憲法)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

改正草案では、[削除]

基本的人権を永久の権利として認めたくない？

⑥ 98条（緊急事態の宣言） 99条（緊急事態の宣言の効果）

98条（改正草案）（緊急事態の宣言）

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。…2…3…4

第99条(改正草案)(緊急事態の宣言の効果)

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は、法律と同一の効力を有する政令を制定できるほか…2…3緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の支持に従わなければならない。

※ 緊急事態の発動要件を法律で定められる。緊急事態の期間に制限が無く、政令の範囲に限定がない。これだけで憲法を「停止」することができ、国民の人権が大きく制限される。

⑦ 100条（改正）

100条(改正草案)

両議院総議員の過半数の賛成で国会が発議。⇒国民の投票で有効投票の過半数の賛成。

現行96条(現行の憲法)

各議員総議員の2/3以上の賛成で国会が発議⇒国民投票で過半数の賛成。

※ 国会議員の2/3の条件を1/2に緩和、憲法を変えやすくしている。

⑧ 102条（憲法尊重擁護義務）

102条(改正草案)

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

※国民が憲法を守らせる側だったが → 国民をしぼるものへ？

改正草案3条 国旗は日章旗とし、国家は、君が代とする。2日本国民は、国旗及び国家を尊重しなければならない。改正草案24条 家族は、助け合わなければならない。）

戦前の憲法・大日本帝国憲法～それに回帰したいのでは～と思わせるような案では？

大日本帝国憲法第29条…日本臣民ハ法律の範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社の自由を有す。(治安維持法を行使する政権への不平不満が言えない。→かつて戦争につきすすんでいった。)

②の公益及び公の秩序に反してはならない…と意図するものは、同じでは？

大日本帝国憲法第4条 …天皇ハ国の元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法の条規ニ依リテヲ行フ。

資料⑧ これからの憲法を考える映画の会（関連行事を含む）

2023年2月12日（日） 13時半～16時半
第68回 憲法を考える映画の会 文京区民センター3A会議室
「テロリストは誰」

2023年3月12日（日） 13時半～18時
第2回 むのたけじ反戦塾 文京区民センター3C会議室

2023年4月01日（土） 13時半～16時半
手塚治虫名画祭2025 プレイバントvol.3 日比谷図書文化館3F スタジオプラス

2023年4月29日（土）30日（日） 13時半～16時半
憲法映画祭2025（第69回憲法を考える映画の会） 武蔵野公会堂ホール

■今年、進めたいと思っていること

- 「憲法を考える映画のリスト2023年版」を作る。
- 憲法を考える映画のホームページを充実させる。
- 自主制作上映映画見本市#10。
- 「憲法を考える映画の会」のやり方を積極的に紹介する。
- 各地でいろいろな運動をしている人やグループに映画を利用した話し合いの会が作れることを呼びかける。
- これまで以上に優れた映画を探し出し、みんなで上映可能なものにしていく。

- 改憲、軍拡、戦争を阻止し、日本国憲法、民主主義を実現するのに役立つ資材、活動を作っていく。

以上のように、これまで67回の映画の会を進めてきて、その成果を活かしてこれからやっていきたいことがたくさんあります。より広くこうした「映画を見て憲法について考え、話し合っていく会」を拡げて行くことに取り組んでいきたいと考えています。あらためて一緒になって「憲法を考える映画の会」をつくっていける人を求めたいと思います。お気軽にお声をかけてください。



イラスト:清重 伸之

憲法と市政を考える立川市民の会

E-mail : kenpo.shisei-tachikawa@ymail.ne.jp

憲法を考える映画の会

(042-406-0502)

〒185-0024 東京都国分寺市泉町3-5-6-303

ホームページ : <http://kenpou-eiga.com>

E-mail : hanasaki33@me.com

Facebook : 憲法を考える映画の会